# 北部大阪都市計画地区計画の変更(池田市決定)(案)

都市計画国道 176 号沿道地区地区計画を次のように変更する。

名	称		国道 176 号沿道地区地区計画					
位	置		池田市城南一丁目から三丁目、鉢塚一丁目から三丁目、井口堂一丁目、三丁目、石橋二丁目、三丁目の各一部					
面	積		約 14.5 h a					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 目標 土地利用の 方針 建築物等の		位置して	本地区は、大阪府が、「みどりの大阪推進計画」に基づき指定した「みどりの風促進区域」内に位置している。 本地区計画は、「みどりの風促進区域」の軸となる国道 176 号沿道において、建築物の建替え等に伴い、土地の有効利用を図りながら、緑豊かなセミパブリック空間を創出することにより、みどりの風を感じるネットワークの形成を図ることを目的とする。  国道 176 号沿道の用途地域が第二種住居地域及び近隣商業地域の区域について、道路沿道の民有地等における緑の創出と建築物の不燃化、耐震化、景観の誘導を図るため、建築物の建替え等を促進し、土地の有効利用を図る。  民有地等における緑豊かなセミパブリック空間を創出するため、建築物の容積率の最高限度、建				
地区整備計画	登建築物等に関する事項	あ方針 地 区 の 区分	名称	<b>圭蔽率の最高限度の制限において必要な基準を</b> 第2種住居地区	近隣商業 第 1 地区	近隣商業第 2 地区		
<b>備計画</b>		建築物等 用途の制		約1. 5ha —	約11. Oha 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に 関する法律(昭和23 年法律第122号)第 2条第1項各号に該 当する営業の用に供 する建築物等は建築	約 2 . O ha —		
					してはならない。			

tith	建	建築物の容積率	10分の30	10分の30
地区整備計	建築物	の最高限度	ただし、次に掲げるすべての要件に該当	- ただし、次に掲げるすべての要件に該当
一発 備	等		   する場合は、10 分の 40 とする。	   する場合は、10 分の 40 とする。
計画	11		(1) 建築物の建蔽率が10分の6以下である	   (1) 建築物の建蔽率が10分の8以下である
	関す		_ こと。	_ こと。
	, る 事 項		(2) 敷地面積が 300 平方メートル以上であ	(2) 敷地面積が 300 平方メートル以上であ
	項		ること。	ること。
			(3) 緑視率が 25 パーセント以上であるこ	(3) 緑視率が 25 パーセント以上であるこ
			ے .	と。
			(4) 建築物の緑化率の最低限度を満足する	(4) 建築物の緑化率の最低限度を満足する
			こと。	こと。
			(5) 壁面の位置の制限を満足すること。	(5) 壁面の位置の制限を満足すること。
			(6) 建築物の敷地が道路(道路が二以上あ	(6) 建築物の敷地が道路(道路が二以上あ
			る場合は幅員が最大の道路。以下「主要	る場合は幅員が最大の道路。以下「主要
			道路という。)に 15 メートル以上接する	道路という。)に 15 メートル以上接する
			こと。	こと。
			(7) 建築物の高さの最高限度を満足するこ	(7) 建築物の高さの最高限度を満足するこ 
			٤.	ے <u>.</u>
			(8) 延べ面積が 100 平方メートルを超える	(8) 延べ面積が 100 平方メートルを超える
			建築物にあっては耐火建築物等(建築基	建築物にあっては耐火建築物等(建築基
			準法第53条第3項第1号イに規定する耐	準法第53条第3項第1号イに規定する耐
			火建築物等をいう。以下同じ。)とし、階	火建築物等をいう。以下同じ。)とし、階   ***********************************
			数が 2 以下で延べ面積が 100 平方メート	数が 2 以下で延べ面積が 100 平方メート
			ル以下の建築物にあっては耐火建築物等   又は準耐火建築物等(同号口に規定する	ル以下の建築物にあっては耐火建築物等   又は準耐火建築物等(同号口に規定する
			準耐火建築物等をいう。以下同じ。)とす	本耐火建築物等をいう。以下同じ。)とす
			ること。	一年間入産未初寺をいり。以下同じ。/ こす
			③ ここ。   (9) 建築物の環境配慮のための適切な措置	つこ。   (9) 建築物の環境配慮のための適切な措置
			に関する要綱第3条第1項による届出を	に関する要綱第3条第1項による届出を
			行うこと。	行うこと。
	l		10分の6	
		の最高限度	トレール ただし、次に掲げるすべての要件に該当	
			する場合は、10分の7とする。	
			(1) 敷地面積が 300 平方メートル未満であ	
			ること。	
			(2) 緑視率が 25 パーセント以上であるこ	
			<b>ک</b> 。	
			(3) 建築物の緑化率の最低限度を満足する	
			こと。	_
			(4) 壁面の位置の制限を満足すること。	
			(5) 建築物の敷地が主要道路に6メートル	
			以上接すること。	
			(6) 延べ面積が 500 平方メートルを超える	

建築物にあっては耐火建築物等とし、延 べ面積が 500 平方メートル以下の建築物 にあっては耐火建築物等又は準耐火建築

物等とすること。

_					
3	建	壁面の位置の制	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地	
3	築	限	盤面下に設けるものを除く。以下同じ。)か	盤面下に設けるものを除く。以下同じ。)か	
#	物		ら主要道路の境界線までの距離は、建築物	ら主要道路の境界線までの距離は、建築物	
4	等		の容積率の最高限度を緩和する場合にあっ	の容積率の最高限度を緩和する場合にあっ	
1	=		ては3メートル以上、建築物の建蔽率の最	ては3メートル以上でなければならない。	
ı	関		高限度を緩和する場合にあっては1メート		
7	す		ル以上でなければならない。		
	る	建築物等の高さ	20メートル		
1	事	の最高限度			
Į	項				
		壁面後退区域に	次に掲げる工作物は、壁面後退区域に設置	してはならない。ただし、1号または2号に掲	
		おける工作物の	げるもので都市景観を十分に配慮したとして市長が認めたものは除く。		
		設置の制限	(1)高さが4メートル以上又は幅が1.5メートル以上の広告塔又は広告板		
			(2)高さが5メートル以上の街路灯、時計塔、装飾塔及び記念塔		
			(3) 自動販売機		
			(4) 機械式駐車場		
			(5)前各号に掲げる工作物に類するもの		
	Ī	建築物等の形態	建築物の容積率の最高限度又は建蔽率の最高限度を緩和する場合の、建築物の形態又は		
		又は意匠の制限	意匠については、大阪府景観計画に定める「山並み・緑地軸に適用する景観制限事項(別		
			表3)」に準じて、周辺への配慮及び地区全体との調和を図ることにより、良好な景観形		
			成と一体的なまちづくりにふさわしいものとしなければならない。		
			建築物の容積率の最高限度を緩和する場合	建築物の容積率の最高限度を緩和する場合	
		建築物の緑化率	は 10 分の 2	は10分の2	
		の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度を緩和する場合		
			は 10 分の 1		
İ			建築物の容積率の最高限度又は建蔽率の最高限度を緩和する場合で道路に面して垣又		
		垣又はさくの構	はさく(門柱その他これに類するものを除く。)を設けるときは、ネットフェンス、鉄柵		
		造の制限	等の視界を遮らないもの又は生垣としなければならない。ただし、設置することがやむを		
	1		得えず、都市景観を十分に配慮したとして市長が認めたものは除く。		
土地の利用に関する			建築物の容積率の最高限度を緩和する場合にあっては、緑豊かなまち並みを形成し、ヒー		
事項			トアイランドの緩和に貢献するため、緑化や建物等の仕上げ材の工夫などに積極的に取組		
			むものとし、建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱第3条第1項による届出		
			に反映させること。		
<u> </u>					

#### (備考)

### (一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和により特定行政庁が認めたものについては、容積率、建蔽率又は建築物の 緑化率の最低限度の規定を適用する場合においては、これらの建築物は、一の敷地内にあるものとみなす。

#### (緑視率の定義)

緑視率とは、主要道路と敷地の境界線を底辺として鉛直に立てた高さ 10 メートル(建築物の最高高さが当該境界線から 10 メートル未満の場合は当該建築物の最高高さ)の四角形の面積に対する当該四角形に鉛直に投影される緑化施設の立面積の割合をいう。

## 理由

地区計画区域内の用途地域の変更に伴い、変更後の用途地域に応じて、建築物等の用途の制限、建築物の建蔽率の最高限度及び建築物の容積率の最高限度に係る事項並びに建築物等の高さの最高限度に関する地区整備計画の内容を改正するものである。

